

閱 覧 図 書

大亀谷国有林外境界線刈払業務

内 訳

- 1 入札者注意書
 入札書
 委任状
- 2 請負契約書（案）
 別紙 1 暴力団排除に関する特約条項
 別紙 2 作業仕様書、業務内訳書、位置図
- 3 契約情報の公表様式

奈良森林管理事務所

入札者注意書

入札者（代理人を含む。以下同じ。）は、入札公告、契約書案、入札説明書、本書記載事項等、当発注機関が提示した条件を熟知の上、入札して下さい。

- 1 入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）その他の入札に係る法令に抵触する行為を行ってはならない。
- 2 入札者は、入札にあたっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- 3 入札者は、落札決定前に他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
- 4 入札書は所定の用紙を使用し、入札物件番号毎に別葉とすること。
ただし、電子調達システムによる入札参加者は、同システムにおいて入札書を作成すること。
- 5 入札金額は、入札物件番号毎に総額を記載することとし、入札書には、入札者が消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか、免税業者であるかを問わず、各入札者が見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を記載すること。ただし、落札決定に当たっては入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額（契約金額）とする。
- 6 入札者は、入札書提出前に入札参加資格者である証明書を提示すること。
- 7 本人以外の代理人が入札するときは、入札前に予め委任状又は委任権限を証明した書類を提出すること。また、入札書には代理人の記名を必ず行うこと。
- 8 入札者は、暴力団排除に関する誓約事項（別紙）について入札前に確認しなければならず、入札書の提出をもってこれに同意したものとする。
- 9 次の各号のいずれかに該当する入札書は、無効とする。
 - （1）入札公告等にした競争に参加する資格を有しない者のした入札書
 - （2）指名競争の場合において指名をしていない者の提出した入札書
 - （3）入札金額、入札物件名、入札物件番号を付した場合にあっては入札物件番号の記載のない入札書。
 - （4）入札者の記名を欠く入札書。または、委任状又は委任権限を証明した書類を提出している場合は、入札者及び代理人の記名を欠く入札書。
 - （5）委任状を持参しない代理人のした入札書
 - （6）誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札書
 - （7）入札金額の記載を訂正した入札書
 - （8）入札時刻に遅れてした入札、又は郵便入札の場合に、定められた日時までに指定された場所に到達しなかった入札書

- (9) 入札書に添付して内訳書を提出することが求められている場合にあっては、未提出である者又は提出された内訳書に不備があると認められる者のした入札書
 - (10) 明らかに連合によると認められる入札書
 - (11) 同一事項の入札について、入札者が2通以上なした入札書
 - (12) 入札保証金（その納付に代え予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第78条に基づき提供される担保を含む。以下同じ。）の納付が必要な場合において、同保証金の納付がないか、又はその納付金額が不足しているとき。
 - (13) 国を被保険者とする入札保証保険契約の締結により入札保証金が免除される場合において、当該入札保証保険証券の提出がないか、又はその保険金額が不足しているとき。
 - (14) 入札保証金又は入札保証保険証券が定められた日時までに、指定された場所に到達しなかったとき。
 - (15) 暴力団排除に関する誓約事項（別紙）について、虚偽又はこれに反する行為が認められた入札。
 - (16) その他入札に関する条件に違反した入札
- 10 一旦提出した入札書は、その理由のいかんにかかわらず引換、変更又は取消をすることができない。
- 11 開札前に入札者から錯誤等を理由として、自らのした入札書を無効にしたい旨の申し出があっても受理しない。また、落札宣言後は、錯誤等を理由に入札無効の申し出があっても受理しない。
- 12 開札は入札者の面前で行う。ただし、入札者が出席しないときは、入札事務に関係のない職員が立ち会って行う。
- 13 開札の結果、予定価格に達する者がいないときは、直ちに再度の入札を行うことがある。その場合、無効の入札をした者は参加することができない。
- 14 予定価格が1千万円を超える製造その他の請負契約に係る入札については、低入札価格調査制度があり、次による。
- (1) 予定価格が1千万円を超える製造その他の請負契約に係る入札において、落札となるべき者の入札価格によっては、落札の決定を保留し、調査の結果、当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあつて、著しく不適當であると認められるときは、最低額の入札者であっても落札者とならない場合がある。
 - (2) (1)の当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがある入札又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがある入札を行った者は、当発注機関の調査に協力しなければならない。
 - (3) (1)により、落札決定を保留している期間中、入札者は入札を撤回することができない。
 - (4) (1)の場合において、後日落札者を決定したときは、入札者に通知する。
- 15 落札となるべき同価格の入札をした者（総合評価落札方式による一般競争入札の場合にあっては、総合評価点が最高であつた者）が2人以上あるときは、「くじ」により落札者を決定する。

なお、この場合、同価格の入札をした者のうち、当該入札に立ち会わない者又は、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ落札者を決定する。

- 16 契約の成立は、契約書に双方記名押印したときとする。
- 17 落札者が契約を結ばないときは、入札保証金又は入札保証保険証券が納付されている場合は当該入札保証金又は入札保証保険証券は国庫に帰属するものとし、入札保証金又は入札保証保険証券が納付されていない場合は落札金額（入札書に記載した金額の 100 分の 110 に相当する金額）の 100 分の 5 に相当する金額を違約金として徴収する。
- 18 入札者が連合し、又は連合するおそれがあり、その他入札を公正に行うことができない事情があると認めたときは、入札の執行を中止する。
- 19 入札者が入札場を離れる場合は、必ず入札執行者に連絡すること。
- 20 このほか不明の点は、入札前に問い合わせること。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記 1 及び 2 のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴省の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- （１） 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- （２） 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- （３） 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- （４） 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- （５） 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- （１） 暴力的な要求行為を行う者
- （２） 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- （３） 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- （４） 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- （５） その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、入札書の提出をもって誓約します。

入 札 書

事 業 名 大亀谷国有林外境界線刈払業務

入 札 金 額	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

ただし、上記金額は、見積もった契約金額の１１０分の１００に相当する金額であるので、契約金額は上記金額に上記金額の１０％を加算した金額となること及び入札者注意書、契約条項、仕様書、その他関係事項一切を承知の上、入札いたします。

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官
近畿中国森林管理局
奈良森林管理事務所長 川上 吉伸 殿

入 札 者
住 所

商号又は名称

代表者氏名

代理人氏名

委任状

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官
近畿中国森林管理局
奈良森林管理事務所長 川上 吉伸 殿

委任者 住 所

商号又は名称

代表者氏名

私は、都合により
下記の入札に関する一切の権限を委任します。

を代理人と定め、

記

事 業 名 大亀谷国有林外境界線刈払業務

(案)

業 務 請 負 契 約 書

収入
印紙

- 1 業 務 名 大亀谷国有林外境界線刈払業務
- 2 業 務 場 所 別紙位置図のとおり
- 3 業 務 種 別紙業務内訳書のとおり
- 4 業 務 仕 様 別紙作業仕様書のとおり
- 5 業 務 期 間 令和7年7月 1日から
令和7年9月10日まで
ただし、作業種別又は箇所別の業務期間は、別紙作業内訳書のとおり

- 6 請 負 金 額 ￥ ー
(うち取引に係る消費税及び地方消費税額 ￥ ー)
- 〔注〕 「取引に係る消費税額及び地方消費税額」は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、請負金額に10/110を乗じて得た額である。

- 7 契 約 保 証 金 免除

- 8 選 択 条 件 別冊約款中選択される条項は次のとおりであるが、そのうち適用されるものは○印、適用されないものは×印である。

適用・不適用の区分	選択事項	選択条項
×	契約保証金	第4条第1項第1号から第5号
×	支給材料及び貸与物品	第15条
×	部分払	第34条
×	前金払	第36条第1項
×	中間前金払	第36条第3項

- 9 特 約 事 項

- (1) 請負代金は近畿中国森林管理局において支払うものとする。
- (2) 暴力団排除に関する特約条項は、別紙のとおり。
- (3) 伐倒木の持ち出しは禁止する。

上記の業務について、発注者と請負者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び令和7年 月 日付けで交付した国有林野事業造林事業請負契約約款に基づき請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和7年 月 日

発 注 者 奈良県奈良市赤膚町1143-20
分任支出負担行為担当官
近畿中国森林管理局
奈良森林管理事務所長 川上 吉伸

印

請 負 人 住 所
氏 名

印

暴力団排除に関する特約条項

（属性要件に基づく契約解除）

第 1 条 甲（発注者をいう。以下同じ。）は、乙（受注者をいう。以下同じ。）が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- （１）法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- （２）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- （３）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- （４）役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- （５）役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

（行為要件に基づく契約解除）

第 2 条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- （１）暴力的な要求行為
- （２）法的な責任を超えた不当な要求行為
- （３）取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- （４）偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- （５）その他前各号に準ずる行為

（表明確約）

第 3 条 乙は、第 1 条の各号及び第 2 条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

- 1 乙は、前 2 条各号の一に該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を再請負人等（再請負人（再請負が数次にわたるときは、全ての再請負人を含む。）、受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）及び再請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方 をいう。以下同じ。）としないことを確約する

（再請負契約等に関する契約解除）

第 4 条 乙は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再請負人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との解約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

（損害賠償）

第5条 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

（不当介入に関する通報・報告）

第6条 乙は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

別紙 2

作 業 仕 様 書

(総則)

- 1 本事業実施に当たっては、すべて誠意を旨とし、かつ実施の細部については監督職員の指示に従うこと。
- 2 本事業は、本仕様書、図面及び、造林事業請負標準仕様書に基づき行うことを基本とし、疑義あるときは、監督職員の判定・指示によるものとする。
- 3 事業実施のための諸施設及び作業員の管理については、労務関係その他法律の定めるところに従い、違反しないこと。
- 4 事業地の火災防止に万全の措置を講ずるとともに、失火しないよう注意すること。
- 5 本事業終了に際しては監督職員の指示に従い、作業現場の片付けを行うこと。

(境界線等の表示)

- 1 境界線（境界標の中心点を結んだ線）の刈払い箇所は、契約した図面（5千分の1）に図示又は、現地において指示した箇所とする。

(刈払いの要領)

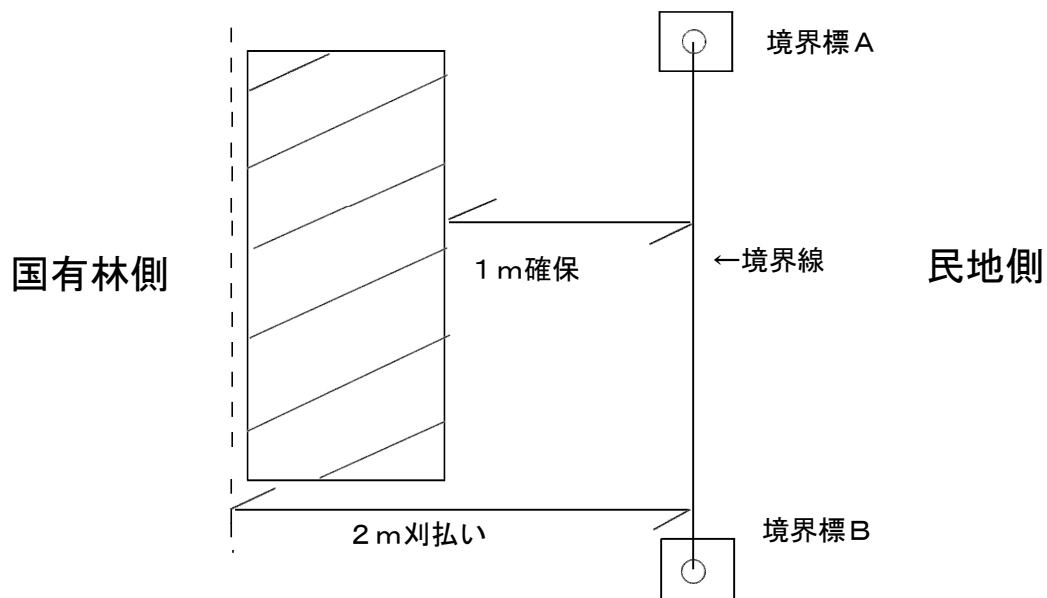
- 1 刈払いに当たっては、境界標の保全に努めること。
- 2 刈払いに当たっては、国有林の境界線を確認の上、境界線から国有林側に幅2mの刈払（雑草、かん木等根元径5cmまで）を行う。（平面図・横断図参照）
- 3 刈払いの高さは、地際とすること。
- 4 地形の制約等により、刈払いが困難な場合は、監督職員の指示を受けること。
- 5 雑草・かん木の処理は、造林木の成長や民有地側に支障とならないように行うこと。
また、傾斜地に処理する場合は転落防止等の措置を講ずること。
- 6 民家等に接する傾斜木及び枯損木に当たっては、監督職員の指示を受けること。
- 7 刈払い箇所周辺の状況を考慮し、必要に応じて交通誘導員等を配置すること。

(その他)

- 1 作業車両等の駐車場所については、事前に監督職員と調整すること。
- 2 本作業について、作業地周辺の住民に作業内容等を事前説明する必要があるときは、監督職員に報告の上、誠意を持って対応すること。
- 3 大亀谷、耳成山、香久山、畝傍山国有林の作業については、平日8:30～17:00までとする。指定時間外及び、土曜日、日曜日、祝日の作業は周辺住民への騒音配慮のため禁止とする。
- 4 作業内容により道路占有許可を得る必要がある場合は、法令等に従い許可を得ること。
- 5 請負者は、請負作業が原因となって第三者の身体及び財産に損害を与えた場合は、請負者の責任において対応すること。
- 6 その他技術的事項に関しては、監督職員の指示に従うこと。

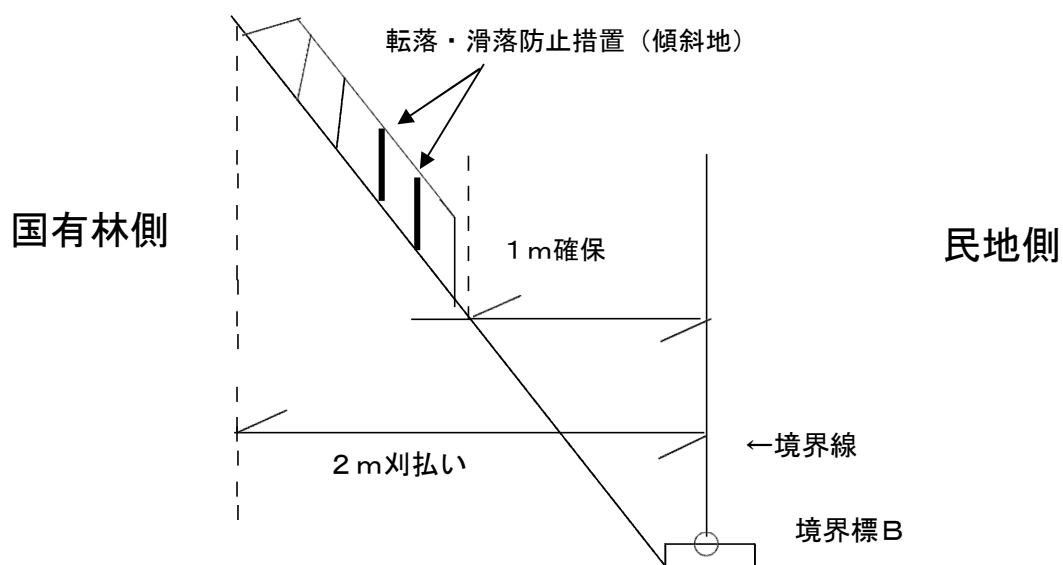
平 面 図（模式図）

雑草・かん木の集積区域



横 断 図（模式図）

雑草・かん木の集積区域

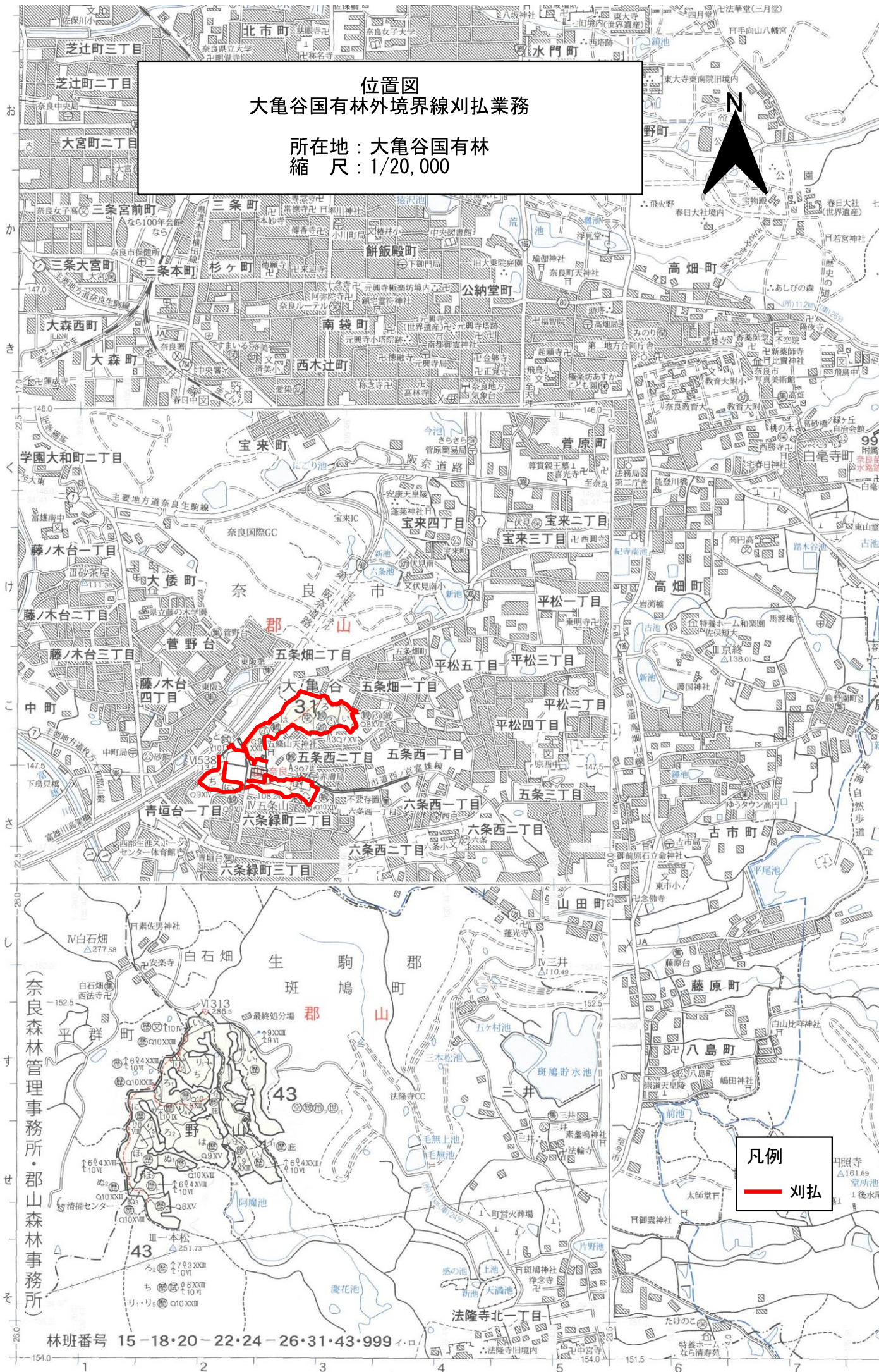


事業内訳書

作業種	国有林	林小班	数量 (km)	区域	図面
刈払	大亀谷	31い、ろ、は	1. 417	境界点24イ号～45イ号～3号	①
		31と 不要存置	0. 085	境界点15-5号～17号	②
		31に、ち	0. 522	境界点20号～4号	③
		31ほ、へ	0. 776	境界点6号～22号～6-5号	④
	耳成山	28い、ろ、は	1. 370	境界点64-1号～13号～62号	⑤
		28い	0. 456	境界点1号～6号～1号 飛び地イ	⑥
		28い	0. 148	境界点1号～8号～1号 飛び地ロ	⑦
	畝傍山	30い外	3. 205	境界点60号～200号～390号	⑧
		30ろ	0. 185	境界点456号～475号	⑨
		30は	0. 097	境界点481号～498号	⑩
		30は、ほ	0. 178	境界点2号～17号	⑪
	香久山	29い1、は	0. 634	境界点2号～57号	⑫
		29い1	0. 542	境界点83号～148号	⑬
			9. 615		

位置図
大亀谷国有林外境界線刈払業務

所在地：大亀谷国有林
縮尺：1/20,000



凡例

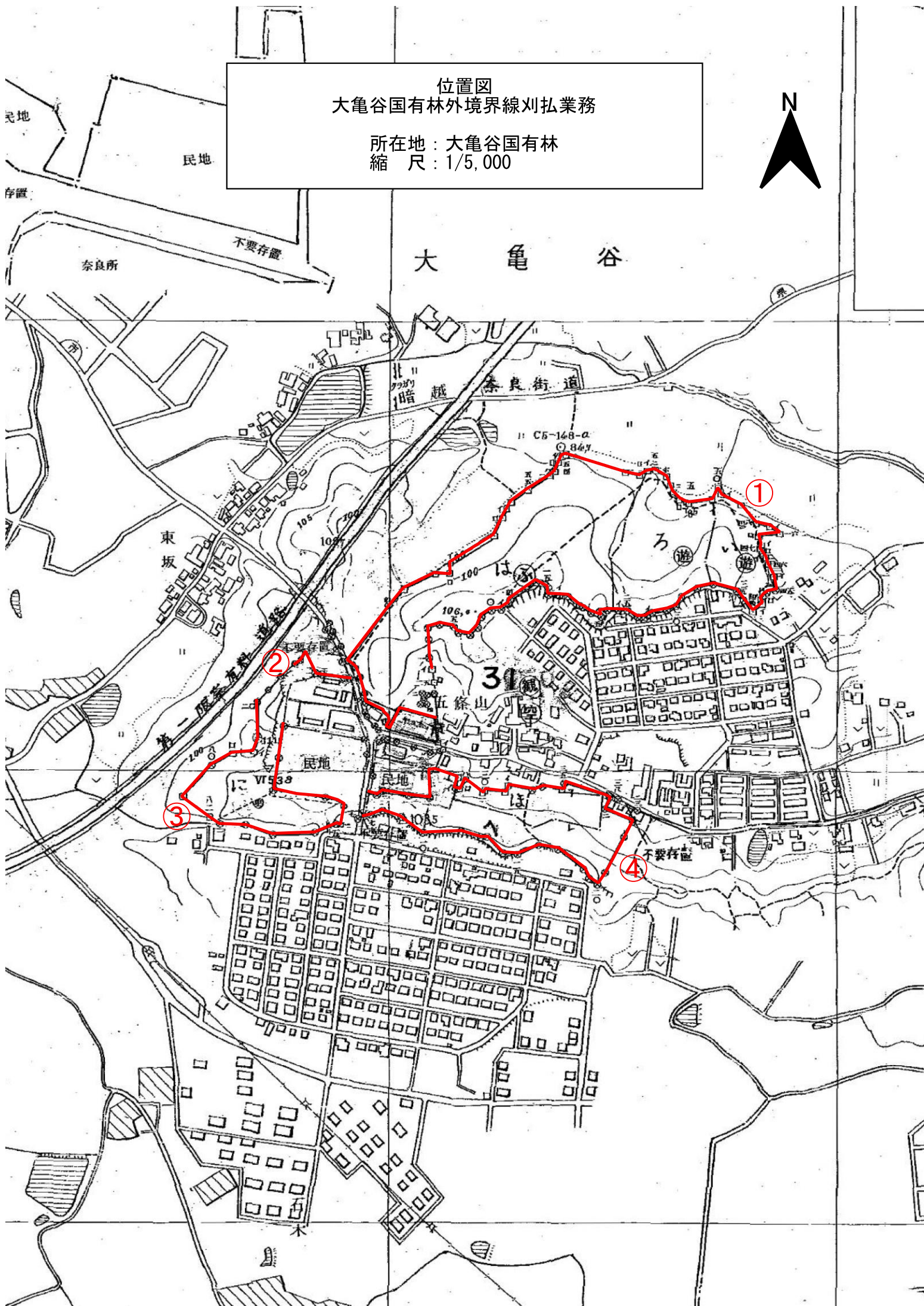
— 刈払

(奈良森林管理事務所・郡山森林事務所)

林班番号 15・18・20・22・24・26・31・43・999 イ・ロ

位置図
大亀谷国有林外境界線刈払業務

所在地：大亀谷国有林
縮尺：1/5,000



大亀谷国有林外境界線刈払業務

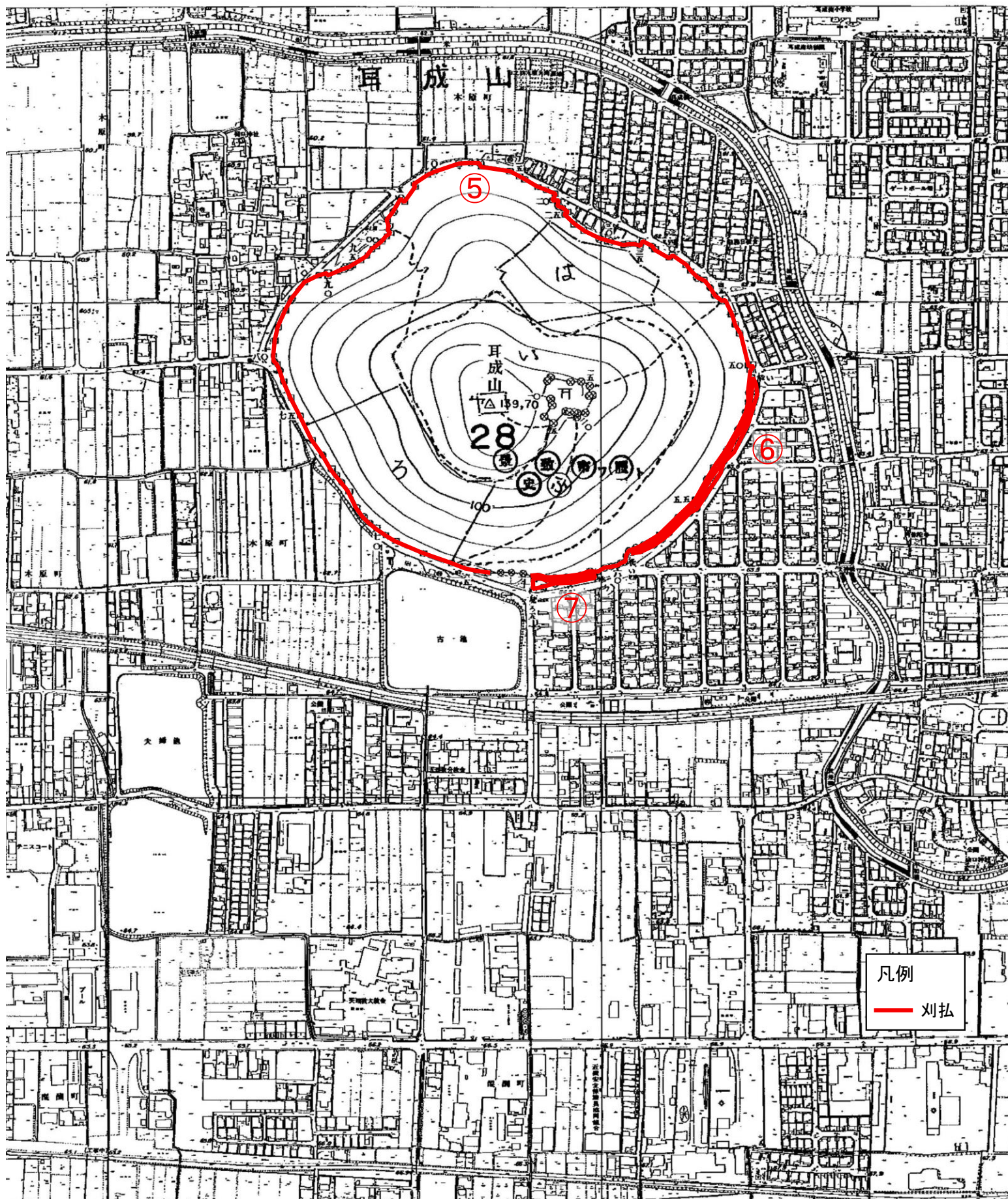
縮尺：1/20,000



金剛水越外一

位置図
大亀谷国有林外境界線刈払業務

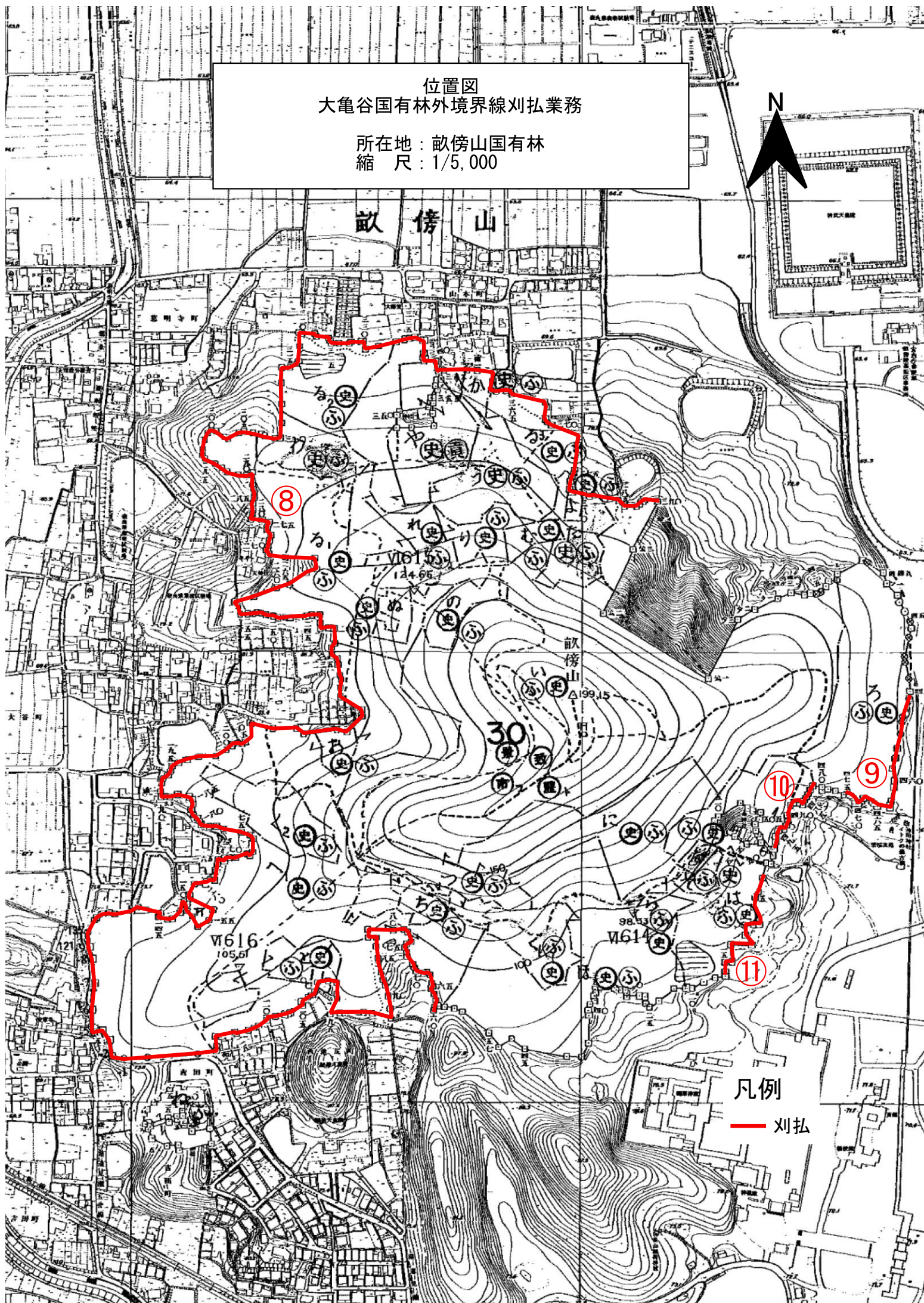
所在地：耳成山国有林
縮尺：1/5,000



位置図
大亀谷国有林外境界線刈払業務

所在地：畝傍山国有林
縮尺：1/5,000

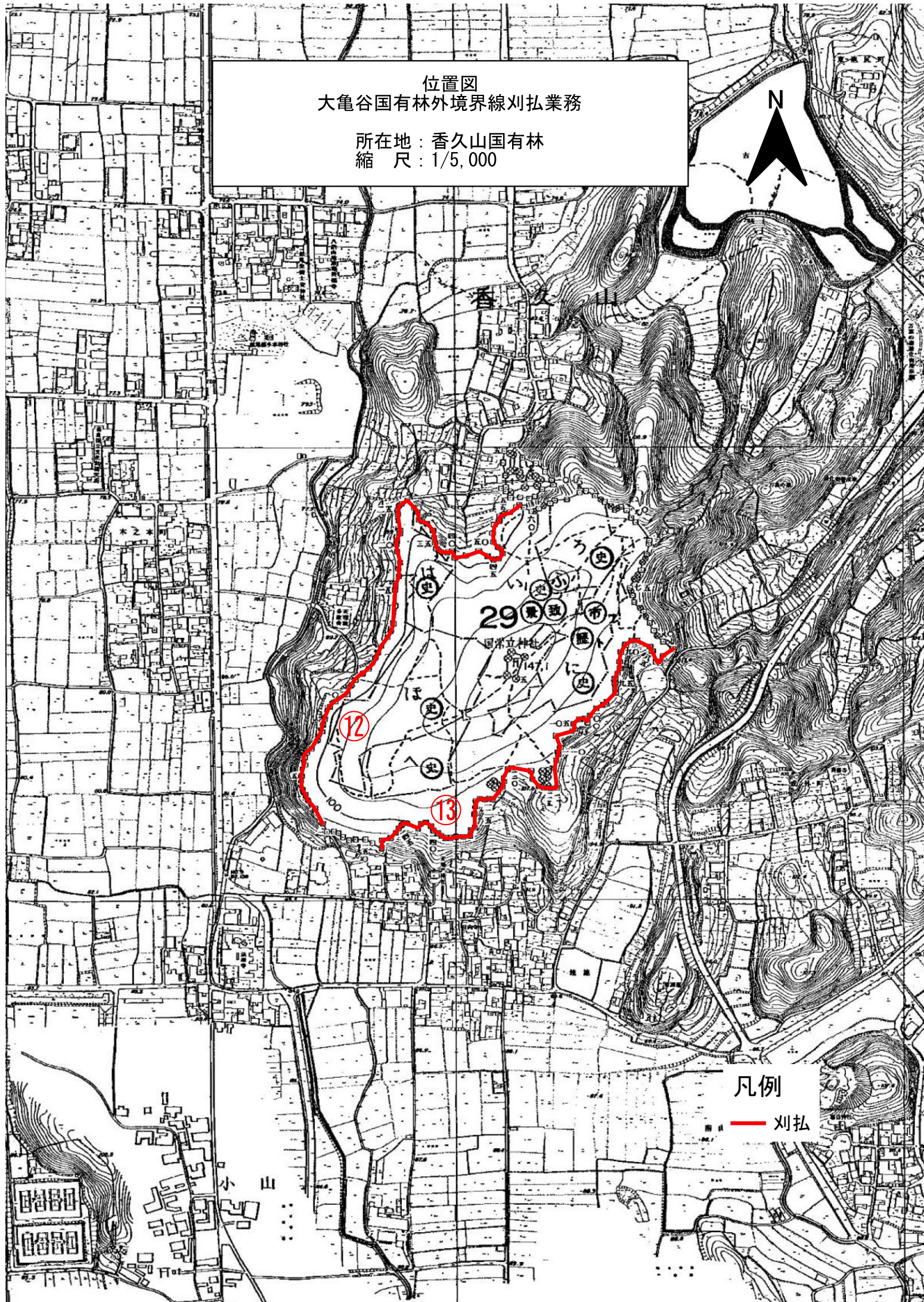
N



位置図
大亀谷国有林外境界線刈払業務

所在地：香久山国有林
縮尺：1/5,000

N



凡例

— 刈払

(別紙) 契約情報の公表様式

令和7年度 業務委託の契約条件等

作業種	記番	国有林	林小班	数量 (km)	作業期間	林分条件	作業条件				備 考
							作業手段	人員輸送距離 (往復・km)	通勤時間 (往復・分)	通勤起点	
刈 払	1	大亀谷	31い、ろ、は	1.417	令和7年7月1日	中：100%	機械（人力併用）	9.8	38	奈良市役所	境界点24イ号～45イ号～3号
	2	大亀谷	31と不要存置	0.085		中：100%		9.8	38	奈良市役所	境界点15-5号～17号
	3	大亀谷	31に、ち	0.522		中：100%		9.8	38	奈良市役所	境界点20号～4号
	4	大亀谷	31ほ、へ	0.776		中：100%		9.8	38	奈良市役所	境界点6号～22号～6-5号
			小 計	2.800	～ 令和7年9月10日						
	5	耳成山	28い、ろ、は	1.370		易：100%	機械（人力併用）	3.6	36	橿原市役所	境界点64-1号～13号～62号
	6	耳成山	28い	0.456		易：100%		3.6	36	橿原市役所	境界点1号～6号～1号 飛び地イ
	7	耳成山	28い	0.148		易：100%		3.6	36	橿原市役所	境界点1号～8号～1号 飛び地ロ
			小 計	1.974							
	8	畝傍山	30い外	3.205		易：100%	機械（人力併用）	6.6	23	橿原市役所	境界点60号～200号～390号
	9	畝傍山	30ろ	0.185		中：100%		5.4	18	橿原市役所	境界点456号～475号
	10	畝傍山	30は	0.097		中：100%		5.4	18	橿原市役所	境界点481号～498号
	11	畝傍山	30は、ほ	0.178		中：100%		5.4	18	橿原市役所	境界点2号～17号
			小 計	3.665							
	12	香久山	29い1、は	0.634		中：80% 易：20%	機械（人力併用）	7.8	23	橿原市役所	境界点2号～57号
	13	香久山	29い1	0.542		難：100%		7.8	33	橿原市役所	境界点83号～148号
			小 計	1.176							
			合 計	9.615							